

週休 2 日工事の試行要領 (治山林道必携 (設計積算編) 森林土木事業を除く)

制定	令和 2 年 1 2 月 1 0 日 2 諫契第 4 8 8 号
改正	令和 5 年 4 月 1 日
改正	令和 6 年 4 月 1 日
改正	令和 7 年 4 月 1 日
改正	令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 建設業は、社会資本の整備を通して市民生活に貢献するという重要な役割を担っているが、他の産業と比較して労働時間が長く、休日が少ないことが課題となっている。この要領は、建設業の従業員の健康を確保し、及びワーク・ライフ・バランスを改善し、並びに将来の担い手を確保するために、休日数を増やし、より働きやすい職場環境作りの取組として、建設業の「週休 2 日」を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
- (2) 現場閉所 工事現場内の巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (3) 現場休息 分離発注工事の各発注工事単位において、1 日を通して現場作業（現場事務所での作業を含む。）が無い状態をいう。
- (4) 完全週休 2 日 対象期間内の全ての週において、土曜日及び日曜日を現場閉所又は現場休息（以下「現場閉所等」という。）を行う日（以下「現場閉所等日」という。）に指定し、1 週間に 2 日以上現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。

なお、受注者の責によらず土曜日又は日曜日（以下「土日」という。）に施工を行わざるを得ない場合は、事前に発注者へ報告し、当該土日に代わる現場閉所等日を指定するものとする。

- (5) 月単位の週休 2 日 対象期間内の全ての月において、4 週 8 休以上の現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。
- (6) 通期の週休 2 日 対象期間内において、4 週 8 休以上の現場閉所等を行

ったと認められる状態をいう。

- (7) 週休2日 対象期間内において、完全週休2日又は月単位の週休2日以上を達成したと認められる状態をいう。
- (8) 週休2日工事 週休2日を達成したと認められる工事をいう。
- (9) 工事着手日 工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。
- (10) 工事完成日 工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

(試行対象工事)

第3条 試行の対象となる工事は、市が発注する建設工事であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 災害復旧工事（災害査定後に実施される本復旧工事を除く。）のうち、緊急対応を要する工事
- (2) 小規模工事、工場製作が主たる工事、材料費が工事費の大部分を占める工事等で現場作業期間が1週間未満であることが想定される工事
- (3) その他、週休2日工事になじまないと認められる工事

(週休2日の考え方)

第4条 週休2日の考え方は、次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日を実施する場合において、受注者の責によらず悪天候の影響等により、やむを得ず平日に現場閉所等を行い、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、当該土日に代わる現場閉所等を行う日を指定するものとする。

土日に代わる現場閉所等日の指定にあたっては、「月曜日から日曜日まで」を1週間と定義し、当該土日に代わる現場閉所等日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所等日を含めて1週間に2日間以上の現場閉所等を行っている場合に、完全週休2日を達成しているものとみなす。

また、夜間工事は曜日を跨ぐことから、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所等が行われていれば、完全週休2日を達成しているものとみなす。

- (2) 月単位の週休2日を実施する場合において、暦上の土日の閉所では現場閉所等率が28.5%（8日／28日）に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所等を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

対象期間が1月に満たない工事については、対象期間内における土日の合計日数以上に現場閉所等を行っている場合に、月単位の週休2日を達成して

いるものとみなす。

- (3) 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所等率が、28.5%以上となる水準の状態をいう。
- (4) 年末年始休暇（6日）及び夏季休暇（3日）は、対象期間から除く。
- (5) 工場製作のみを実施している期間、工事の全面中止を行っている期間、発注者があらかじめ対象外とした期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は対象期間には含まない。
- (6) 現場閉所等の際は、対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者及び監理技術者をいう。以下同じ。）は休日を取得するものとする。なお、降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、現場閉所等を実施していること及び元請技術者が休みであることの双方を満たす場合に限り週休2日の対象とすることができる。
- (7) 降雨、降雪等による予定外の現場休工日及び受注者が現場閉所等としていた日に災害等の緊急対応や現場見学会等により発注者が作業を要請した日は現場閉所等日とみなす。
- (8) 現場作業期間は、本工事の実施にあたり必要となる準備・撤去作業等（工事看板・現場事務所等の設置・撤去や現地調査、着工前測量等を含む。）を含めるものとする。
- (9) 労働基準法（昭和22年法律49号）第35条の休日の規定を遵守していること。
- (10) 受注者は、週休2日の取組に当たり、工期や契約金額等について下請け業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

（受注者の取組と発注者の確認）

第5条 受注者の取組内容と発注者の確認については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、「週休2日」の実施の有無を監督職員と協議し、施工計画書の提出前までに、実施の有無及び実施する場合は「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」のいずれを実施するかを工事打合せ簿に明記し、発注者に提出する。ただし、営繕工事においては、実施の有無のみの協議及び工事打合せ簿への明記とする。
- (2) 受注者は、週休2日を実施する場合は、週休2日の取得計画を立て、施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更したときには、変更計画書を提出する。
- (3) 工事契約後、週休2日の対象期間内において、受注者の責によらず現場閉所等の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議のうえ、

現場閉所等による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、契約変更時の特記仕様書に対象外とする作業と期間を明示するものとする。

- (4) 受注者は、対象期間中、対象工事が週休2日工事であることを、現場において看板等により掲示する。
- (5) 発注者は、受注者から提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。
- (6) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (7) 発注者は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所等の実施状況を確認する。
- (8) 受注者は、実施工程表等により、週休2日の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。
- (9) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場休息の予定日を調整したうえで実施工程表を作成する。
- (10) 監督職員は、原則として、工期末の28日前（その日が諫早市の休日を定める条例（平成17年条例第3号）第1条第1項の市の休日に当たるときは、その直前の市の休日でない日。）に、受注者から報告された週休2日の実施状況及び週休2日の取得計画から週休2日の達成状況を確認するとともに、その時点から工事完成予定日までの間における週休2日の実施見込を確認するものとする。ただし、発注者が特別の理由があると認める場合は、発注者及び受注者の協議により週休2日の達成状況及び実施見込を確認する期日を変更することができるものとする。

（週休2日工事の試行方法）

第6条 契約方式は、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）、指名競争入札又は随意契約とする。

2 発注方式は、発注者が週休2日工事の対象工事として発注し、受注者が契約後に週休2日を実施するか否かを判断して実施する「受注者希望型」とする。

（補正と契約変更）

第7条 試行の対象となる工事においては、発注者は、当初設計において第4項に定める週休2日補正係数を用いずに積算した額で発注する。

2 受注者が週休2日を実施する場合は、第5条第1号及び第10号の規定に基

づき達成状況を確認し、この時点までにおける達成状況に応じて次に掲げる補正に基づく契約変更を行う。

- (1) 当初「完全週休2日」を選択し、それが達成された場合は、「完全週休2日」の補正係数を適用する。
- (2) 当初「完全週休2日」を選択し、実績が「月単位の週休2日」となった場合は、「月単位の週休2日」の補正係数を適用する。
- (3) 当初「月単位の週休2日」を選択し、それが達成された場合は、「月単位の週休2日」の補正係数を適用する。
- (4) 当初「月単位の週休2日」を選択した場合において、「完全週休2日」を達成したとしても、「月単位の週休2日」の補正係数を適用する。

3 港湾・漁港請負工事積算基準を用いて積算した工事については、週休2日の補正係数が「月単位の週休2日」のみとなっていることから、当初設計では週休2日補正は行わずに発注し、当初月単位の週休2日の実施を宣誓し実績も月単位の週休2日となった場合に、経費補正に係る契約変更を行うものとする。

4 週休2日補正係数は、次に掲げる工事の区分に応じ、当該各区分に定める表のとおりとする。ただし、労務費の補正について、地質調査市場単価は補正の対象としない。

- (1) 土木工事標準積算基準、電気通信設備積算基準、機械設備積算基準、土地改良工事積算基準（土木工事及び施設機械を除く。）、推進工法用設計積算要領、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表を用いて積算した工事別表第1
- (2) 土地改良工事積算基準（土木工事及び施設機械）を用いて積算した工事別表第2
- (3) 港湾・漁港請負工事積算基準を用いて積算した工事 別表第3
- (4) 営繕工事 別表第4

5 受注者は、契約後において、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、必要工期を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

（対象工事である旨の明示）

第8条 発注者は、週休2日工事の対象工事であることを特記仕様書等に明示（別紙1）するものとする。

（対象外とする作業及び期間の明示）

第9条 発注者は、当初設計において現場閉所等による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業及び期間を特記仕様書に明示するものと

する。

2 契約後において、週休2日の対象期間としていた期間について受注者の責によらず現場閉所等の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受注者及び発注者の協議により現場閉所等による週休2日の対象外とする作業及び期間を決定し、変更契約の際に、特記仕様書に対象外とする作業及び期間を明示するものとする。

(準用)

第10条 第2条から前条までの規定は、市上下水道局が発注する工事について準用する。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降に起工する工事から適用する。

営繕工事について、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に起工する工事は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第11条の2に定める地方債を財源としないものを試行対象工事とする。

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日以降に起工する工事から適用する。

別表第1

補正係数区分	補正係数（週休2日）	
	月単位	完全週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費	1.01	1.02
現場管理費	1.02	1.03

下水道工事市場単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数（週休2日）	
		月単位	完全週休2日
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01

下水道工事を除く市場単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数（週休2日）	
		月単位	完全週休2日
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設 置	1.01	1.01
	撤 去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設 置	1.00	1.00
	撤 去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設 置	1.00	1.00
	撤 去	1.02	1.02

防護柵設置工(横断・ 転落防止柵)	設 置	1.02	1.02
	撤 去	1.02	1.02
防護柵設置工(落石 防 護 柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石 防 止 網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設 置	1.00	1.00
	撤 去 ・ 移 設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設 置	1.01	1.01
	撤 去	1.02	1.02
法 面 工		1.01	1.01
吹 付 枠 工		1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロック ボルト工)		1.01	1.01
道 路 植 栽 工		1.02	1.02
公 園 植 栽 工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置 設 置 工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継 手 装 置 設 置 工		1.02	1.02
橋 面 防 水 工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グ ル ー ビ ン グ 工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処 理工(ウォータージ ェ ッ ト 工)		1.01	1.01

土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数(週休2日)	
		月単位	完全週休2日
区 画 線 工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02

橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ		1.01	1.01

誘発目地設置工			
FRP製格子状パネル 設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マッ ト工(養生マット工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリ ブ(ハウエル管)設 置工		1.02	1.02
フ レ ア 溶 接 工		1.02	1.02
H 型 ボ ラ ード 設 置 工		1.01	1.01
橋 梁 用 水 切 り 材 設 置 工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

別表第2

補正係数区分	補正係数(週休2日)	
	月単位	完全週休2日
労 務 費	1.02	1.02
共 通 仮 設 費	1.04	1.05
現 場 管 理 費	1.05	1.06

市場単価の補正係数は、別表1下水道工事を除く市場単価の補正係数及び土木工事標準単価の補正係数と同じ。

別表第3

補正係数区分	月単位の週休2日
労 務 費	1.02
共 通 仮 設 費	1.02
現 場 管 理 費	1.03

港湾・漁港市場単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数
-----	-----	------

		月単位
底面工		1.01
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）		1.00
支保工		1.02
足場工		1.01
鉄筋工		1.02
吊鉄筋工		1.02
型枠工		1.02
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.02
	ポンプ車打設以外	1.02
止水板工		1.02
上蓋工		1.02
伸縮目地工		1.01
係船柱取付		1.02
防舷材取付		1.02
車止・縁金物取付		1.02
係船柱撤去		1.02
防舷材撤去		1.02
車止撤去		1.02
電気防食取付		1.02
防砂目地板取付工	陸上施工	1.02
	水中施工	1.02
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）		1.02
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）		1.01
ペトロラタム被覆		1.02
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.02
	水中施工	1.02
かき落とし工		1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.01
汚濁防止枠設置・撤去		1.01
灯浮標設置・撤去		1.01

汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検	1.00
	海上目視点検作業船なし	1.02
異形ブロック製作 型 枠 工		1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設工		1.02
異形ブロック製作 給 熱 養 生		1.01

別表第4

補正係数区分	補正係数（4週8休以上）	
	月単位	完全週休2日
複合単価、市場単価、 物価資料の掲載価格 （材工単価）の労務費	1.02	1.02
現場管理費	—	1.01

建築工事市場単価の補正係数

工 種	摘 要 ※	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新 営	改 修
仮 設 工 事	物 価 資 料	1.01	1.01
土 工 事	市場単価、物価資 料 共 通	1.01	1.01
地 業 工 事	物 価 資 料	1.01	1.01
鉄 筋 工 事	市場単価、物価資 料 共 通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資 料 共 通	1.01	1.01
型 枠 工 事	市場単価、物価資 料 共 通	1.01	1.01

鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01

排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

電気設備工事市場単価の補正係数

工種	摘 要	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新 営	改 修
配管工事	電線管、 2種金 属線及び び同ボッ クス	1.01	1.19
	ケーブルラ ック	1.01	1.15
	位置ボッ クス及び 位置ボッ クス用ボ ンディング	1.01	1.18
	プルボッ クス	1.01	1.13
	プルボッ クス用接 地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用 (壁・床)	1.01	1.14

	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接 続材工事) 金属製 可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電 線及び600V絶 縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極 工事) 銅 板式、銅 覆鋼棒、 接地極埋 設票(金 属製)	1.01	1.01

機械設備工事市場単価の補正係数

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新営	改修
保温工事	配管用、ダクト用及 び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダ クト及び低圧チャ ンバー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制 気口、ダンパー等の 取付手間のみ	1.02	1.22

衛生器具設備（ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22
-----------------	--------	------	------

別紙 1（第 8 条関係）

1 営繕工事を除く建設工事

【受注者希望型】

（特記仕様書 第 4 章 施工条件明示 第 3 条 1 . 工程関係）

週休 2 日工事における現場閉所等の実施

本工事は、週休 2 日試行対象工事である。受注者は週休 2 日を実施するか選択できるものとし、実施の有無及び実施する週休 2 日の実施パターン（「完全週休 2 日」または「月単位の週休 2 日」）について、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議のうえ、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所等を行うほか、以下の 1）から 9）によるものとする。

契約後において、週休 2 日の対象期間内について受注者の責によらず現場閉所等の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受注者及び発注者の協議により現場閉所等による週休 2 日の対象外とする作業及び期間を別途定めるものとする。

1) 週休 2 日は工事着手日から工事完成日までの期間において、完全週休 2 日または月単位の週休 2 日（現場閉所等率 28.5%）以上となる休日を確保することとする。

完全週休 2 日を実施する場合において、悪天候等によりやむを得ず平日に現場閉所等し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所等日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所等日を含め 1 週間に 2 日間以上の現場閉所等を行っている場合に、完全週休 2 日を達成しているものとみなす。また、夜間工事において完全週休 2 日を実施する場合は、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所等を行っている場合に、完全週休 2 日を達成しているものとみなす。

月単位の週休 2 日を実施する場合において、暦上の土日の閉所では現場閉所等率が 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所等を行っている場合に、月単位の週休 2 日を達成しているものとみなす。

2) 現場閉所等による週休2日の対象外とする作業及び期間

①週休2日の対象外作業 なし

②週休2日の対象外期間 なし

3) 予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員への報告なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、事前に監督職員へ報告することとする。

4) 元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所等にあわせて、必ず休日とすること。

5) 受注者は当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。

6) (土木工事積算基準書・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・土地改良工事積算基準（土木工事及び施設機械を除く。）・推進工法用設計積算要領・水道事業実務必携・下水道用設計標準歩掛表使用の場合)

完全週休2日または月単位の週休2日を選択し現場閉所等が達成された場合は、完全週休2日または月単位の週休2日の補正係数により、変更契約を行うものとする。

週休2日工事における補正係数については、下記のとおりとする。

【完全週休2日：補正係数】

① 労務費 1.02

② 共通仮設費 1.02 ④ 現場管理費 1.03

【月単位の週休2日：補正係数】

① 労務費 1.02

② 共通仮設費 1.01 ③ 現場管理費 1.02

7) (土地改良工事積算基準（土木工事及び施設機械）の場合)

完全週休2日または月単位の週休2日を選択し現場閉所等が達成された場合は、完全週休2日または月単位の週休2日の補正係数により、変更契約を行うものとする。

週休2日工事における補正係数については、下記のとおりとする。

【完全週休2日：補正係数】

① 労務費 1.02

② 共通仮設費 1.05 ③ 現場管理費 1.06

【月単位の週休2日：補正係数】

- ① 労務費 1.02 ② 共通仮設費 1.04
③ 現場管理費 1.05

8) (港湾・漁港積算基準使用の場合)

月単位の週休2日を選択し現場閉所が達成された場合は、月単位の週休2日の補正係数により、契約変更を行うものとする。

週休2日工事における補正係数については、下記のとおりとする。

【月単位の週休2日：補正係数】

- ① 労務費 1.02 ② 共通仮設費 1.02 ③ 現場管理費 1.03

9) 対象期間中、工事現場に週休2日工事であることを現場において看板等により掲示すること。

2 営繕工事を含む建設工事

【受注者希望型】

1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。週休2日の取組を希望しない受注者は3)、4)に規定する義務を負わない。

2) 週休2日の考え方は以下のとおりである。

① 「週休2日」とは次の②又は③の状態をいう。

② 「完全週休2日」とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所等されている状態をいう。

③ 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所等又は現場休息（以下「現場閉所等」という。）を行ったと認められる状態をいう。

④ 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容（中間・期末試験○日間、資格試験○日間、入試及びその準備期間○日間、卒業式及びその準備期間○日間、入学式及びその準備期間○日間 ※他にも工事ができないことが分かるものは記載すること。）に該当する期間及び受注者の責によらず現場閉所等を余儀な

くされる期間等は含まない。

- ⑤「現場閉所等」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- ⑥「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- ⑦完全週休2日とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所等（現場休息）されている状態をいう。

なお、受注者の責によらず悪天候の影響等により、やむを得ず平日に現場閉所等（現場休息）し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所等（現場休息）日を指定するものとする。

土日に代わる現場閉所等（現場休息）日の指定にあたっては、「月曜日から日曜日まで」を1週間と定義し、土日に代わる現場閉所等（現場休息）日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所等（現場休息）日を含め1週間に2日間以上の現場閉所等（現場休息）を行っている場合に、完全週休2日を達成しているものとみなす。

また、夜間工事は曜日を跨ぐことから、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所等（現場休息）が行われていれば、完全週休2日を達成しているものとみなす。

- ⑧「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所等日数の割合（以下「現場閉所等率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行っている状態をいう。

なお、現場閉所等率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所等日や猛暑による作業不能日についても、1日を通して現場閉所等となる場合は、現場閉所等日数に含めるものとする。

また、現場閉所等日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

3) 受注者は、工事着手前に、完全週休2日または月単位の週休2日の取得計画が確認できる現

場閉所（現場休息）予定日を記載した実施工程表等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計

画の見直し等が生じた場合には、その都度、実施工程表等を提出するものとする。監督職員が現場閉所等の状況を確認するために実施工程表等に現場閉所等日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

- 4) 監督職員は、受注者が作成する 現場閉所等日 が記載された 実施工程表等により、対象期間内の現場閉所等日数を確認する。
- 5) 完全週休2日または月単位の週休2日を選択し現場閉所等が達成された場合は、完全週休2日または月単位の週休2日の補正係数により、契約変更を行うものとする。